



攻めの農業実践緊急対策事業 助成対象一覧表

～3つ事業メニューから選べます！～

1 効率的機械利用体系の構築を導入する取組(効率的機械利用体系構築事業)

- 生産効率化プランを作成し認定を受ける必要。認定要件は
- ① 5戸以上の農家が参加して作成すること。
 - ② 機械を利用した作業を中心的に実施する担い手を決定すること。
 - ③ 効率化を図る作業について、全て担い手(コントラクター及び機械利用組合を含む)が実施する計画とすること。
 - ④ 生産効率化を図る品目の生産コストについて、地域平均と比較して少なくとも1割以上削減する目標を設定すること。



想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
機械・機器のリース導入に係る経費 【助成率:1/2以内】	○農業用機械等 ・耕うん整地用器具などのアタッチメントを含む	・担い手への機械作業の集約化等に必要機械等のリース導入 ・助成金は、共同申請者のリース事業者へ支払い ・一台50万円以上
機械・機器の再利用に要する経費 【助成率:1/2以内】	○機械・機器のオーバーホールに必要な経費 ・協議会で定めた助成対象機械・機器の一部品であること。(アタッチメントでも可)	・担い手への機械作業の集約化等により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械等の廃棄及び当該機械等を担い手が再利用するための補修 ・廃棄したことを証明する書類を添付
機械・機器の廃棄に要する経費 【助成率:定額(2万円以内)】	○機械・機器の廃棄に要する経費 ・取得価格が50万円以上のものであって協議会で定めた対象機械であること	
検討会開催などに要する経費 【助成率:定額】	○旅費 ・協議会構成団体に属する職員の旅費 ・外部専門家に対する旅費 ○報償費 ・講師謝礼など ○需用費 ・消耗品費 ・印刷製本費(資料印刷製本費) ○使用料賃借料 ・会場借上料など ○委託料 ・調査委託料など	旅費・報償費は、都道府県や市町村で定めてある単価に準じること 委託料は、委託先の選定理由や委託料の積算が適当であること

(注)入札・見積もり合わせ後の価格又は定価

2 高収益作物を導入する取組(高収益品目等導入支援事業)

- 高収益プランを作成し認定を受ける必要。認定要件は条件不利地域以外では
- ① 生産効率化プランを作成し、認定を受けること。
 - ② 生産効率化プランに合意した農家のうち、機械利用の担い手以外の農家の6割以上が高収益作物に転換すること。
- 条件不利地域であって生産効率化プランを作成していない地域にあっては、5人以上の農家が参加又は1ha以上の取組となること。



想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
機械・機器・設備のリース導入に係る経費 【助成率:1/2以内】	○農業用機械等 ・耕うん整地用器具などのアタッチメントを含む	・助成金は、共同申請者のリース事業者へ支払い ・一台50万円(注)以上
生産基盤の簡易な整備に必要な資材の購入経費 【助成率:定額】	○資材の購入に要する経費 ・対象作物の導入に必要なものであって協議会で定めた資材であること。 (パイプハウスのパイプ・フィルム、永年性作物の苗木等) ・肥料、農業等、毎年度必要となる資材は対象外。	領収書等を添付し精算払い
補助暗渠等の施工に要する経費 【助成率:定額】	○作業労賃 ・弾丸暗渠、明渠等の施工費	地域の標準的な農作業受委託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。
検討会開催などに要する経費 【助成率:定額】	○旅費 ・協議会構成団体に属する職員の旅費 ・外部専門家に対する旅費 ○報償費 ・講師謝礼など ○需用費 ・消耗品費 ・印刷製本費(資料印刷製本費) ○使用料賃借料 ・会場借上料など ○委託料 ・調査委託料など	・旅費・報償費は、都道府県や市町村で定めてある単価に準じること。 ・委託料は、委託先の選定理由や委託料の積算が適当であること。

(注)入札・見積もり合わせ後の価格又は定価

3 流通加工施設の再編整備する取組(集出荷・加工処理体制合理化推進事業)・・・再編事業者が対象!

- 集出荷・加工処理合理化プランを作成し認定を受ける必要。認定要件は
- ① 複数の施設を再編整備するものであり、機能を集約する施設を決定すること
 - ② 機能を集約させる施設の受益者が農業者5戸以上であること
 - ③ 対象品目の取扱数量に対し、機能を集約させる施設の利用率が8割以上であること。
 - ④ 機能を集約させる施設における集出荷コスト又は加工コストについて、現況値と比べて少なくとも1割削減すること



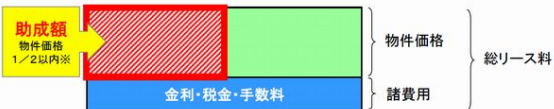
想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
機器・設備のリース導入に係る経費 【助成率:1/2以内】	○設備等 ・乾燥調整機、選別機等の設備の導入 (工事費用は対象外) ・建物の新設・改修は対象外。 ・機能を集約させる施設は強い農業づくり交付金で整備対象としている施設を対象。 ・再編後に用途変更する施設については、農業専用施設全般を対象。	・助成金は、共同申請者のリース事業者へ支払い ・一台50万円以上
設備の廃棄に必要な経費 【助成率:1/3以内】	○設備の廃棄に要する経費 ・耐用年数を超過した設備を対象 ・建物は対象外。 ・財産処分処理を確実に実施すること	領収書等を添付し精算払い
検討会開催などに要する経費 【助成率:定額】	○旅費 ・協議会構成団体に属する職員の旅費 ・外部専門家に対する旅費 ○報償費 ・講師謝礼など ○需用費 ・消耗品費(諸材料費、事務消耗品費) ・印刷製本費(資料印刷製本費) ○使用料賃借料 ・会場借上料など ○委託料 ・調査委託料など	・旅費・報償費は、都道府県や市町村で定めてある単価に準じること ・委託料は、委託先の選定理由や委託料の積算が適当であること

(注)入札・見積もり合わせ後の価格又は定価



助成額(リース方式)について

総リース料のうち物件価格(税抜き)の1/2を助成します。



助成額はリース期間によって算式が異なります。原則以下のとおり。

「リース料助成額」=「リース物件購入価格(税抜き)」×助成率(1/2以内)

但し、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合は以下の2通り算定し、小さいほうとする。

- 「リース料助成額」=「リース物件購入価格(税抜き)」×(「リース期間」÷「法定耐用年数」)×助成率(1/2以内)
- 「リース料助成額」=「リース物件購入価格(税抜き)」-「残存価格」×助成率(1/2以内)

例えば・・・

普通型コンバイン1,000万円(税抜)をリース料等が20%(手数料、保険料、金利等)でリース契約する場合(7年間の契約)

○リース総額 1,296万円・・・物件価格1,000万円+消費税80万円+リース料216万円

○助成額 500万円・・・コンバイン税抜価格の1/2以内で助成金を支払

○差引支払額 796万円・・・農業者の方がリース期間中でお支払いいただく総額

⇒7年のリース契約で年払いの場合毎年約114万円の支払い

※リース料等(手数料、保険料、金利等)については、リース事業者によって異なる場合があるため、リース事業者へお問い合わせください。

支払いが分散できるので、初期投資が負担軽減されます。

